

2023.4.1 施行

すべての自転車利用者に対する 乗車用ヘルメット着用の努力義務化

～道路交通法（第63条の11）の一部改正～

児童又は幼児（13歳未満）

※保護者等が、児童又は幼児にヘルメットを着用させる努力義務

改正後

全年齢 （保護者を含む。）



保護者の皆様も、万が一の交通事故に備え
“命を守る”自転車ヘルメットの着用を！

※「SGマーク」などの安全性を示すマークが付いたものを「あごひも」を確実にしめて、正しく着用しましょう。

新

自転車安全利用五則

2022年11月1日～

- ①** 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

みんなで守ろう
自転車安全利用五則



- ②** 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- ③** 夜間はライトを点灯

- ④** 飲酒運転は禁止

- ⑤** ヘルメットを着用

Twitter 埼玉県警察本部交通部交通総務課【@spp_koutusoumu】

交通事故防止に関する情報や、交通イベントなどの情報を発信しています。



埼 玉 県 警 察